

# 静岡県教育委員会

## 議事録

令和6年度 第14回定例  
11月6日（水）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和6年11月6日に教育委員会第14回定例会を招集した。

1 開催日時 令和6年11月6日（水） 開会 13時30分  
閉会 14時14分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 池 上 重 弘  
委 員 伊 東 幸 宏  
委 員 小野澤 宏 時  
委 員 天 城 真 美  
委 員 飯 村 幸 生  
委 員 渡 村 マ イ

事務局（説明員） 水 口 秀 樹 教育部長  
塩 崎 克 幸 教育監  
宮 崎 文 秀 理事（政策管理担当）  
本 多 伸 治 理事（新図書館担当）  
中 山 雄 二 参事（学校教育担当）  
藤ヶ谷 昌 則 参事兼社会教育課長  
高 林 伸 成 教育総務課長  
秋 野 薫 教育政策課長  
大 澤 篤 篤 教育DX推進課長  
上 原 啓 克 財務課長  
内 山 成 一 教育厚生課長  
横 田 恭 子 教育施設課長  
戸 塚 康 史 義務教育課長  
中 村 大 輔 高校教育課長  
山 村 仁 特別支援教育課長  
夏 目 伸 二 健康体育課長  
金 嶋 克 年 新図書館整備課長  
渡 邊 晃 静東教育事務所長  
堀 内 祥 行 静西教育事務所長  
杉 山 禎 総合教育センター所長  
高 橋 健 二 中央図書館長

#### 4 その他

- (1) 第20、21、22、23号議案は承認された。
- (2) 報告事項は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の議事録の署名は、私のほか、小野澤委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第 22 号議案は人事案件、配付報告 1 は公表前案件のため非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： 第 22 号議案及び配付報告 1 は非公開とする。
- 教 育 長： 公開案件から審議を始める。

**第 20 号議案 令和 7 年度静岡県立特別支援学校高等部募集計画、高等部専攻科募集計画及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則**

- 教 育 長： 第 20 号議案「令和 7 年度静岡県立特別支援学校高等部募集計画、高等部専攻科募集計画及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則」について山村特別支援教育課長より説明願う。
- 特別支援教育課長： <第 20 号議案について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 全 委 員： (特になし)
- 教 育 長： 第 20 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。
- 全 委 員： (異議なし)
- 教 育 長： 第 20 号議案について、原案のとおり可決する。

**第 21 号議案 令和 7 年度県立高等学校生徒募集計画、県立高等学校学則の一部を改正する規則**

- 教 育 長： 第 21 号議案「令和 7 年度県立高等学校生徒募集計画、県立高等学校学則の一部を改正する規則」について中村高校教育課長より説明願う。
- 高校教育課長： <第 21 号議案について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 伊 東 委 員： 2 クラスから 1 クラスになる松崎高校の志願者数はどれほどか。
- 高校教育課長： 36 人が志願し、入学者数も同数の 36 人であり、40 人を割っているような状況となっている。
- 教 育 長： 1 クラスになったとしても、現状その数字あるいはそれ以上に減るとしても、1 クラスの 40 人の定員の中で収容し得る数である。
- 伊 東 委 員： 承知した。
- 教 育 長： 他に質疑等はあるか。
- 全 委 員： (特になし)
- 教 育 長： 第 21 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。
- 全 委 員： (異議なし)
- 教 育 長： 第 21 号議案について、原案のとおり可決する。

## 第 23 号議案 定時制課程の見直し

教 育 長： 第 23 号議案「定時制課程の見直し」について中村高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <第 23 号議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

伊 東 委 員： 少子化の中で、1 校に集約していく流れは仕方がないことだが、集約していく 1 校の立地条件等はしっかり考えるべき。通うことができるからよいというロジックはやめてほしい。通いやすいところに集約してほしいというのが 1 点。それから、先ほどキャンパス制ということも話にあったが、1 つの学校というのは、1 箇所になければいけないというわけではない。1 人の生徒が 1 箇所で学ばなければいけないということも無いと思う。そもそも、学年制というのをやめて基本的に単位制にしていくという流れもよいと思うので、そのようなことも考えてほしい。

高校教育課長： 協議を重ねる中で伊東委員からも沢山の御意見をいただいた。そのような視点を持ち、これからの高校教育を考えていかなければならないと考えている。今後、少子化が加速的に進んでいく面もあり、今指摘いただいた点などを研究していきたい。私たちは、地域協議会の中でも地域の声を聴き、高校の在り方を検討すると同時に皆様からの声を聴きながら、高校の在り方をどうしたら生徒のためになるか、生徒を真ん中に置いた考え方をしていきたい。

飯 村 委 員： 単位制の学校というのは必須単位というのはあるのか。

高校教育課長： 高校を卒業するのに 74 単位が必要。必履修単位というものが決められていて、それが 32 単位ある。74 単位修めなければ高校は卒業できないこととなっているため、74 単位を何かの科目で取る必要がある。それぞれの学科等により必履修単位というものが決まっているため、そちらの方を修めていくことになる。

飯 村 委 員： 74 は単位数でよいか。

高校教育課長： そうである。

飯 村 委 員： 74 単位のうち 32 は必ず取らなければいけないということか。

学校づくり推進室長： 74 単位は必ず取る必要があり、32 単位は必ず受ける必要がある科目である。それ以外の残りの単位数は科目を多様に用意している中から生徒が自由に学ぶことができる。

飯 村 委 員： 74 のうち 42 は替えがきくが 32 は必須になるということか。

学校づくり推進室長： そうである。

飯 村 委 員： 承知した。

教 育 長： 今の話の延長になるが、必須の科目というのはどの高校でも同じ。

学校づくり推進室長： どの高校でも同じ必要単位数がある。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 第 23 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 23 号議案について、原案のとおり可決する。

(会議の非公開)

教 育 長：会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

**<非>第 22 号議案 静岡県産業教育審議会委員の任命**

※非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和 6 年度第 14 回教育委員会定例会を閉会とする。